

2023 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 29 号条約オブザベーション（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

強制労働に関する条約

1930 年（第 29 号）

日本（批准：1932 年）

委員会は、政府による努力に充分留意するが、強制労働に相当する可能性のある労働権侵害と技能実習生の虐待的労働条件の持続に懸念をもって留意する。委員会は、政府に対し、技能実習生が適切に保護されることを確保するため、法執行官の能力開発活動、受入機関における実効的な監督活動、虐待的状况を申告するためのアクセス可能な連絡手段、当該申告への迅速な対応など、必要なあらゆる措置を引き続き講じるよう、要請する。委員会は、政府に対し、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書における関連する提言及び政府によって実施されたフォローアップ措置に関する情報を提供するよう要請する。委員会はさらに、政府に対し、報告された技能実習生の権利侵害の件数及び侵害の内容並びに、起訴及び有罪判決に至った件数に関する情報を、有罪判決を生じさせた状況の記述とともに、引き続き提供するよう要請する。

2023 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 29 号条約ダイレクトリクエスト（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

強制労働に関する条約

1930 年（第 29 号）

日本（批准：1932 年）

委員会は、政府に対し、「人身取引対策行動計画 2022」の効果的な実施のためにとられた措置、並びに人身取引対策推進会議及び関係省庁連絡会議の活動に関する情報を提供するように要請する。委員会は、政府に対し、人身取引対策推進会議が公表してきた年次報告に含まれる人身取引対策に関する評価の主な結果に関する情報を提供するように要請する。さらに、委員会は政府に対し、人身取引の事案を適切に認知し、効果的な捜査と加害者の訴追を行うための法執行官の能力を強化するためにとられた措置に関する情報を提供するように要請する。人身取引という犯罪の重大性と、十分な抑止力となる罰則の重要性を想起し、委員会は政府に対し、加害者に適用される具体的な罰則を示すとともに、人身取引に関する捜査、起訴及び有罪判決の件数に関する情報を示すように要請する。

委員会は、政府に対し、労働を行う義務を負う拘禁の刑に処された者が、自由かつ正式に十分な情報を与えられた上で、作業することに合意した後に、自由な労働関係に近い作業条件の下で、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 96 条及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号）第 58 条に基づき、刑務所の管理者と外部の事業所との間で締結された書面による取決めの枠組みにおいて、民間団体のためにのみ作業を行うことができることを、法律上及び実務上の両方においてどのように確保されているかについての情報を提供するように要請する。さらに、政府に対し、刑務所の管理者と民間団体との間で締結された書面による取り決めの内容に関する情報を提供するように要請する。

2024 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 105 号条約ダイレクトリクエスト

(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

強制労働の廃止に関する条約

1957 年 (第 105 号)

日本 (批准: 2022 年)

以上を踏まえ、委員会は、政府に対し、拘禁刑に処せられた者が、そのような有罪判決が上記の規定に関連するものである場合、拘禁の制裁を罰金若しくはその他の行政処分に置き換えることによって、又は刑務所労働の自主的性格を確保することによって、作業を強制されないことを確保するために採られた措置を示すよう要請する。委員会はまた、政府に対し、刑事施設の長に対する法務省の通知の発出及び実施、並びに受刑者の作業に対する同意が自由に与えられることを確保するための措置に関するより具体的な情報を提供するよう要請する。

義務的な刑務所労働を規定する枠組みについて政府から提供される今後の情報に基づき、委員会は、前述の条約第 1 条が適用され得る状況に関連する国内法の規定についての評価を再検討することができる。

刑法のこれらの規定の条約への適合性を評価するため、委員会は政府に対し、裁判所で審理された事件の数と事件の性質、有罪判決及びこれらの有罪判決に至った事実、適用された刑罰に関する情報を含む、実際の適用に関する情報を提供するよう要請する。委員会はまた、政府に対し、刑法第 231 条の適用について実施された検討の結果及びその結果採られた措置に関する情報を提供するよう要請する。

委員会はまた、1948 年の結社の自由及び団結権の保護に関する条約 (第 87 号) に関する同委員会コメントにも言及し、同条約は以前から政府に対し、消防職員および司法警察職員としての特定の職務についていない刑務官が自らの職業上の利益を擁護するために自ら選択した団体を結成し、これに加入する権利を確保するよう求めてきた。したがって、委員会は政府に対し、平和的に団結し、結社する権利を行使する者に対して義務的な労働を伴ういかなる処罰も課されないことを、法律と実務の両面において保証する方法について情報を提供するよう要請する。

第411次結社の自由委員会報告書（抄）（仮訳）
（第2177号案件及び第2183号案件）

パラグラフ406

上記の結論に照らし、委員会は、次の勧告を承認するよう理事会に要請する。

- (a) 委員会は、政府に対し、公務員に労働基本権が認められるまでの代償措置としての人事院勧告制度の機能について情報の提供を継続するよう要請する。
- (b) 委員会は、政府に対し、公務員の労働基本権を確保することを目的として、自律的労使関係制度について議論し進展させるための最も適切なメカニズムを探し、関係する社会的パートナーとの意味のある協議を行うよう促す。委員会は、以下に関連して進展があることを期待する。
 - (i) 国の行政に従事していない公務員への団体交渉権及び団体協約締結権の確保、並びにこれらの権利が正当に制限され得る公務員への適切な代償手続の確保。
 - (ii) 国家の名のもとに権限を行使しない公務員が、結社の自由に従い、国内法においてストライキ権を享受すること及びストライキ権を正当に行使する職員団体の構成員と職員に対して重い民事上又は刑事上の罰則が科されないことの確保。
 - (iii) 公務における交渉事項の範囲の決定。
- (c) 委員会は、政府及び関係する社会的パートナーが、自律的労使関係制度に関する相互に合意された対話メカニズムの枠組み内に、消防職員及び刑事施設職員に対する団結権及び団体交渉権の付与の問題を含めること、並びに、消防職員、及び司法警察としての特定の職務を担う者以外の刑務官に対する団結権及び団体交渉権の承認についてコンセンサスに達することを目的として、意味のある議論に取り組むことを期待する。
- (d) 委員会は、政府及び申立て団体に対し、一方的な給与削減を行った大学当局に対して複数の国立大学法人の労働組合が提訴をした残りの訴訟の結果について、情報の提供を継続するよう要請する。
- (e) 委員会は、2002年以降繰り返された勧告にもかかわらず、公務員の労働基本権付与の問題が未解決のままであることを遺憾に思う。委員会は、政府が関係省庁及び関係する代表的な団体と本件に関する議論を始めるという新たなコミットメントを歓迎するが、公務員が労働基本権を完全に享受することを確保するため、有意義に、かつこれ以上の遅滞なく取り組み、この目的のために必要な改正法を採択するよう政府に促す。しかし、このプロセスが通常の監視メカニズムの枠組み内で把握されていることを考慮し、委員会はこのプロセスの法的側面を条約勧告適用専門家委員会に付託する。